

建築基準法・建築物省エネ法 法改正実務講習会(2024年2月開催)【質問と回答】

【講習 3】 省エネ基準適合義務化に関する省エネ仕様基準の解説

回答者:住宅金融支援機構

	会場	質問内容	回答
1	浜松	<p>質疑というより要望です。</p> <p>フラット 35 で断熱等級、一次エネを性能基準で審査する場合に省エネ適判が省略できるように国土交通省に働きかけていただけませんか。</p> <p>省エネとは関係ありませんが、設計住宅性能評価は補助金等の申請で評価書が使用できますが、フラット適合証明は使用できないことが多々あり不便に感じています。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。いただいたご要望は、今後の検討事項とさせていただきます。</p>
2	浜松	<p>● 省エネ基準適合性判定を仕様基準で省略できる。 →仕様基準で検討したとした場合のラベル表示は可能? これは別の話でしょうか?</p>	<p>「仕様基準」による「省エネ性能ラベル」の発行は可能です。 「建築物の省エネ性能表示制度」において、省エネ性能の評価方法として「仕様基準」による評価は認められています。</p>
		<p>● P34 贈与税非課税の「いずれか」という事は、①、②、③のいずれかを満たしていれば良い? ZEH 基準の断熱性がなくても、耐震 3 が有れば良い?</p>	<p>ご認識のとおりです。 ZEH水準でなくても、耐震等級2以上等に該当していればよいです。</p>
		<p>● フラット 35 同性パートナー ←何で証明する?</p>	<p>「地方公共団体が発行するパートナーシップ証明書、宣誓書受領証またはこれに準ずる書類」、または「同性パートナーに関する合意契約にかかる公正証書の正本または謄本」のいずれかの書類を確認します。(【フラット35】パンフレット47 ページQ5と同様の確認です。)</p>

	会場	質問内容	回答
3	沼津	<p>普段非住宅の計算がメインなので、住宅についてご教示ください。</p> <p>住宅金融支援機構の評価基準（仕様基準と性能基準）は、国交省の省エネ基準と同じものと考えて宜しいでしょうか。</p> <p>（国交省省エネ基準の標準計算・簡易計算・モデル住宅法が住宅金融支援機構の性能基準なのでしょうか？それとも省エネ法と住宅機構とで似ているが別物なのでしょうか？）</p>	<p>住宅金融支援機構の省エネ基準の評価方法（仕様基準と性能基準）は、国交省が定める省エネ基準の評価方法と同一です。標準計算・簡易計算・モデル住宅法ともご利用いただけます。</p> <p>なお、住宅金融支援機構で必須となる省エネ基準では、国交省が定める省エネ基準に加えて、防湿層の設置が必須となりますので、ご注意ください。</p>
4	静岡	<p>完了検査時に、仕様書に記載されているエアコンが取付いていない場合は、不合格となりますか？もしくは”設置しない”に変更して、再計算をして、再提出となりますか？</p>	<p>エアコンが取付いていないという理由だけで不合格にはなりません。完了検査時にエアコン（暖冷房設備）を「設置しない」に変更し、変更後でも基準に適合することが確認できる資料をご提出いただくことになります。なお、適用する基準によりご提出いただく資料が異なりますのでご注意ください。</p> <p>■「仕様基準」により確認する場合</p> <p>「仕様基準」の範囲内での変更となりますので、変更後の仕様でも省エネ基準に適合します。原則として、完了検査時に「変更後の設計内容説明書」等をご提出いただくことになります。</p> <p>■「性能基準」により確認する場合</p> <p>再計算が必要になります。再計算により、省エネ基準に適合することが明らか場合は、完了検査時に「軽微な変更説明書」および「軽微変更該当証明書（所管行政庁等から発行されるもの）」等をご提出いただくことになります。</p> <p>詳細な手続き等は、申請先の指定確認検査機関等にお問い合わせください。</p>

	会場	質問内容	回答
5	静岡	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模非住宅(木造事務所等)は仕様基準の使用は不可でしょうか？ 	<p>「建築基準法・建築物省エネ法改正法制度説明資料」(国土交通省)によれば、省エネ基準適合義務化における適合確認方法として、「仕様基準」による確認は「住宅」に限られています。「非住宅」については、「仕様基準」による確認は認められていません。</p> <p>※現時点での予定であり、詳細は省令で定められる予定です。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ● 2F 建住宅の 1 階部分に土間仕様の倉庫がある場合ですが倉庫部分は外部と想定し省エネ仕様基準の適否判断は可能ですか？性能基準で対応すべきですか？ 	<p>倉庫部分への基準の適用については開放性等の個別要素が判断基準となるため、設計図書の確認が必要となることから、詳細は申請先の指定確認検査機関等にお問い合わせください。</p>
6	甲府	<ul style="list-style-type: none"> ● 暖冷房設備について 区分を選ぶようにして下さい(横びらきP21)とありますが、エアコン交換時(10年後 etc)に い→は に変更となる場合もあると思います その場合はどうすればよろしいでしょうか？ 	<p>省エネ基準は新築・増改築時に適用(増改築は増改築部分のみ)される基準であり、竣工後の建築物への基準適用は想定されていません。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ● 性能基準、新計算法(基礎)について詳細な資料や計算例 etc、確認できるものはありますでしょうか？ 	<p>国土交通省のホームページ内「建築物省エネ法のページ」や、国立研究開発法人建築研究所のホームページ内「建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報」より、性能基準による確認方法等の詳細な情報をご確認いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国土交通省HP「建築物省エネ法のページ」 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/shoenehou.html ● 国立研究開発法人建築研究所HP 「建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報」 https://www.kenken.go.jp/becc/index.html
7	静岡	<p>ルームエアコンの【区分い・ろ・は】はホームページにあるとこのことでしたが、どのHPにありますか？</p>	<p>住宅性能評価・表示協会の HP 温熱・省エネ設備等ポータルに各メーカーごとの設備資料があります。</p>